

## 3人以上の子どもを育てる世帯の保育料軽減助成を拡大します

3人以上の子どもを育てる世帯に対し、第2子以降のお子さんの保育所や幼稚園等の保育料の一部を助成します。県下の市町では、第3子以降の助成制度を実施していますが、平成24年度から独自に第3子を第2子まで拡大し、保育料の軽減助成を行います。事業の詳細や申請については、各園を通してお知らせします。

- 対象**／満18歳未満の子どもが3人以上おり、かつ第2子以降の子どもが保育所や幼稚園等に在園する世帯
- 所得要件**／一定の所得要件を満たす方（詳しくはこども未来課へお問い合わせください）
- 助成額**／月額5,000円を超える保育料に対し、0～2歳児で5,500円、3～5歳児で4,000円を上限に助成します。年度末に助成額をお返しします。ただし、月額保育料が5,000円以下の場合は対象外です。

【問合せ】 こども未来課・こども未来係 ☎④8726 FAX④8731 kodomo@city.kasai.lg.jp

## 外国人登録制度が変わります

7月9日（月）に外国人登録制度が廃止され、入管法・住民基本台帳法の一部が改正になり、次のように変わります。詳細については、総務省や法務省入国管理局のホームページをご覧ください。

■**外国人住民の方にも住民票が作成されます**  
特別永住者、在留期間が3カ月を超える中長期在留者の方で住所を有する方に住民票が作成され、日本人と同一世帯の方は、住民票がひとつになります。  
※氏名の漢字は日本の漢字になります。

■**特別永住者証明書、在留カードが交付されます**  
外国人登録証明書の代わりに、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が、中長期在留者の方には「在留カード」が交付されます。外国人登録証明書も、法改正後しばらくは有効ですが、次のとおり順次切り替えていきます。  
**特別永住者**／現在の外国人登録証明書の有効期限まで有効。市役所で手続きを行い、切り替えます。  
**永住者**／平成27年7月8日まで有効。入国管理局で手続きを行い、切り替えます。  
**上記以外の方**／在留期間の満了日まで有効。入国管理局で手続きを行い、切り替えます。

■**転出届が必要です**  
これまでは直接転入先の市役所で手続きをしていましたが、今後は転出する市役所で転出届をして、「転出証明書」を持って転入先の市役所で手続きをします。その際、特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証明書をお持ちください。また出国される場合も転出届が必要です。

■**在留資格等の変更手続きを簡素化**  
在留資格や在留期間の更新手続きは、入国管理局で許可を受けた後、さらに市役所へも届出が必要でしたが、今後は入国管理局での手続きのみとなります。

■**登録原票の写しや履歴等に関する証明の申請先が変わります**  
居住歴、氏名・国籍の変更履歴や上陸許可年月日など、外国人登録原票の内容についての証明が必要な場合は、ご本人が直接法務省へ請求することになります。

【問合せ】 市民課・市民年金係 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

## 国民健康保険限度額適用認定証・高齢者受給者証の更新について

■**国民健康保険限度額適用認定証の更新申請について**  
「国民健康保険限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。1カ月の窓口支払が自己負担限度額までの支払で済むものですので、引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

**申請要件**／国保に加入し、国保税の滞納が無いこと  
**申請時期**／7月23日（月）以降  
**申請場所**／市民課・国民健康保険係  
**必要な物**／保険証、印鑑

■**国民健康保険高齢受給者証の更新について**

「国民健康保険高齢受給者証」が、8月1日から更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、国民健康保険証とは別に国民健康保険高齢受給者証が交付されます。医療にかかれる際に、国民健康保険証と一緒に窓口で提示していただくものです。新しい受給者証は7月下旬頃に郵送します。

【問合せ】 市民課・国民健康保険係 ☎④8721 FAX④1792 shimin@city.kasai.lg.jp

## 平成24年度国民健康保険税について

■**平成24年度国民健康保険税の計算方法**  
次の税率等をもとに計算します。前年度と変更はなく、①+②+③が税額です。納税通知書は7月中旬に送付します。

区分	①所得割	②被保険者均等割	③世帯別平等割	課税限度額
医療分	6.2%	21,000円	22,000円	510,000円
後期高齢者支援分	2.5%	7,000円	7,000円	140,000円
介護分	2.0%	8,000円	6,000円	120,000円

①**所得割**／加入者の前年中の所得から基礎控除（33万円）を引き、その額に税率を掛けた金額  
②**被保険者均等割**／加入者1人当たりにかかる金額 ③**世帯別平等割**／1世帯当たりにかかる金額  
課税限度額／1世帯当たりの限度額

■**保険税の納期**

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日	4月1日

■**保険税の減免**

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なときは、申請により保険税の減免を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

■**保険税の年金からの天引き（特別徴収）**

65歳以上の国民健康保険被保険者のみの世帯で、一定の要件を満たす世帯主の方は、年金から国民健康保険税の天引き（特別徴収）となります。対象となる方は7月中旬にお届します「国民健康保険税納税通知書」2枚目「納付明細」の「特別徴収」欄に金額の記載がありますのでご確認ください。

■**新たに特別徴収となる方**

納付方法	普通徴収			特別徴収（年金からの天引き）			
	月	7月（1期）	8月（2期）	9月（3期）	10月	12月	2月
税額	年税額の1/9	年税額の1/9	年税額の1/9	年税額の2/9	年税額の2/9	年税額の2/9	年税額の2/9

■**前年度から引き続き特別徴収となっている方**

納付方法	特別徴収（年金からの天引き）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2月の特別徴収額と同額			当該年度の年税額から4・6・8月分を引いた額の1/3 ずつ		

なお、特別徴収の要件を満たす方についても、口座振替の登録があり一定の要件を満たしている方は、引き続き口座振替での納付としています。また、特別徴収となっている方でも口座振替による納付に変更できる場合がありますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

【問合せ】 市民課・国民健康保険係 ☎④8721 税に関することは、税務課・税制係 ☎④8712

■**納期内完納にご協力をお願いします**  
平成24年度固定資産税2期、国民健康保険税（普通徴収）1期の納期限は7月31日（火）です。  
問合せ：税務課・税制係 ☎④8712